

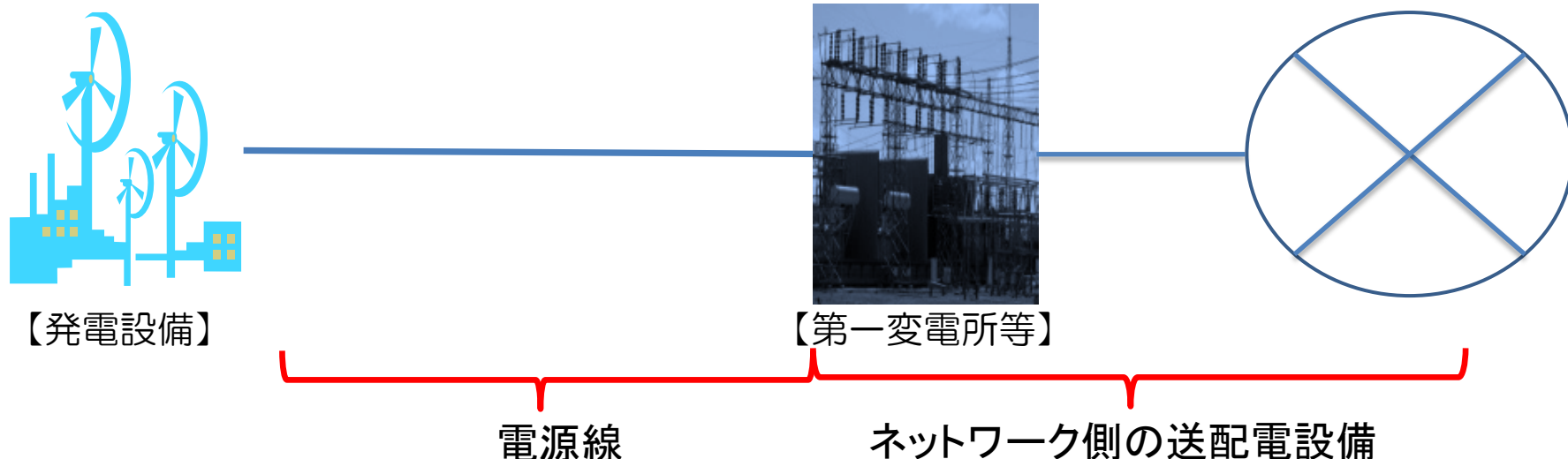
第12回 制度設計ワーキンググループ  
事務局提出資料  
～電力システムの増強・敷設に係る  
発電事業者の費用負担の在り方について～

---

平成27年1月22日(木)

- 電力システムの敷設・増強に係る発電事業者の費用負担の範囲については、発電事業者の予見可能性を担保するため、外形的に判定可能なルールの考え方を整理して運用してきたところ。
- 例えば、発電事業者の負担とすべき、発電所から電力系統への送電を主たる目的とする送配電設備（以下「電源線」という。）については、電力系統において、日々の潮流が変化することも踏まえると、電源線としての機能を果たす部分を厳密に特定することは困難であるが、電源線の範囲を日々変動するものとして扱くと、発電事業者にとって予見可能性を損なうこととなるため、政策判断として、発電所から一つ目の変電所までを電源線とすることを原則とするなどの運用を行ってきたところ（電源線に係る費用に関する省令（5頁）参照）。

## <電源線及びネットワーク側の送配電設備の基本的考え方について>



(※) 具体的な範囲につき5頁参照

- こうした中、最近では、再生可能エネルギー等の分散型電源の導入拡大などにより、下位系統に電源が多数連系することとなったため、ネットワーク側の送配電設備についても、その増強や増設が必要となる場合が増加してきている。こうした場合における費用負担の在り方としては、発電事業者の受益の割合や系統の安定に対する寄与の度合いを勘案せずに、単に発電設備の設置がネットワーク側の送配電設備の増強等の契機となったことだけをもって、全額発電事業者負担とすることや全額一般負担(※)とすることはいずれも適切ではないのではないのか。

(※)現行制度の下では、託送料金として回収

- そこで、電力系統の敷設・増強に係る発電事業者の費用負担ルールについては、受益者負担を基本とした以下の考え方を前提に、ルールをより明確化する形で整備してはどうか。
  - (a)専ら発電所からの電気を供給するために利用されている場合など、特定の発電事業者が受益している場合においては、その受益の範囲に応じて、当該発電事業者の負担とする。
  - (b)ただし、特定の者が受益しているとは言えない場合には、一般負担とする。

- 具体的には、ネットワーク側の送配電設備の費用負担ルールについては、例えば以下の論点を検討する必要があるのではないか。

## (1) 系統増強に係る費用負担に関する発電事業者の受益割合の考え方について

- 専ら発電設備から発電した電気を送電するために利用されている場合は、発電事業者全額の特定負担とすべきか。
- それ以外の場合において発電事業者の受益割合について、どのように特定するか(例えば、一般負担割合の算定にあたって、既設ネットワーク側の送配電設備の使用年数を考慮すること、発電所から流れる電気のkWと需要側で使用する電気のkWの比率を考慮することなどが考えられるのではないか。)

(※) 受益割合を考えるにあたっては、既設発電設備のリプレースの場合が発電設備の新設の場合と比べて、過度に有利となることのない制度設計となるよう留意が必要。

## (2) ネットワーク側の送配電設備の特質上、一般負担とすべき範囲について

- ループ系統やその上位系統等において、発電事業者の受益の範囲を特定することは可能か。

## (3) 一般負担の限界について

- 極めて費用対効果が悪い場合(例えば、100kWの発電設備の建設のために、特定負担になじまない数百億の系統増強費用がかかる場合)においても、一般負担を前提とした系統の増強を行うべきか。

## (4) 情報公開の在り方について

- (1) 発電事業者に負担を求める場合や、(2) 例外的に系統増強を行わないことを認める場合において、送配電事業者の情報公開のあり方についてどのように考えるか(例えば、電源設置者の予見可能性の観点から、あらかじめ送電線の空容量が少ないとの情報の公開を求めることなどが必要ではないか。)

- 上記を含め、必要な論点について速やかに検討の上、その具体的なルールについて、経済産業省として、ガイドラインを作成することとしてはどうか。

- 固定価格買取制度の対象となる再生可能エネルギー電源についても、今回検討する考え方が適用されることとなる。
- 入札募集方式については、この考え方を踏まえ、特定供給者の割合が確定したものについて、行われることとなる。

## <参考> 再生可能エネルギー電源の入札募集方式の概要

【入札募集方式の内容】

【入札募集方式の適用関係】

|         |                                                                                                                  |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 概要      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・HPで公開し事業者向けに説明会を実施</li> <li>・応募により負担金総額が集まった場合に成立、集まらない場合は不成立</li> </ul> |
| 負担方法    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・応募した複数事業者が分担して全額負担</li> <li>・最低入札単価以上の金額を任意に設定</li> </ul>                |
| 負担金補正方法 |                                                                                                                  |
| メリット    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・先行試行例があり、水平展開がしやすい</li> <li>・応募容量超過時の優先順位付け方法が明確</li> </ul>              |
| デメリット   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・募集の事前準備や多数の接続検討が集中して行われること等により、事務手続が遅延する可能性がある</li> </ul>                |

- 再生可能エネルギー電源の連系を理由として上位系統の増強が必要となる事案において、
- ①増強に必要な費用概算及び特定負担割合が確定した上で、
  - ②多数の再生可能エネルギー事業者等が同一地域において連系を希望し、送変電設備の増強が一定規模以上になることが見込まれ、負担金に関する個別協議が難しいと判断される場合において、
  - ③工事費負担金の単価(設備容量を問わず、連系予定設備のkW当たり工事費負担金単価)について、最低落札単価(例: 30万kW増強で30億円必要な場合は、1万円/kW)を決めた上で入札募集を実施し、
  - ④所要(〇〇万kW)の増強枠に達した場合は、入札負担金単価の高い順に順位を付け、落札者を決定し、当該落札者は速やかに各自が申し出た工事費負担金を入金。
  - ⑤負担金総額が所要工事費(実際の工事終了後に確定)を超過または下回る場合には、入札負担金単価に応じて按分し超過額または不足額を再エネ事業者に戻還または請求する。

- 「電源線」とは、電源線に係る費用に関する省令において定義されており、
  - ①発電所から電力系統への送電の用に供することを主たる目的とする変電、送電及び配電に係る設備（以下「変電等設備」という。）であって、
  - ②一般電気事業者が維持し、及び運用する、
  - ③原則として、一番目の変電所又は開閉所まで（当該変電所又は開閉所は含まない。）のものをいう（第1条第2項、以下の図「原則」参照。）。
- ただし、上記の「電源線」に該当する場合であったとしても、例えば、以下の図の「例外」の場合、すなわちループ状に設置された基幹的な送電設備その他の特定の電源に係る送電を目的としない送電設備などについては、「電源線」に含まれない（第1条第3項）。

## ＜電源線の範囲のイメージ＞

